H.女性の地位向上のための機構

●北京行動綱領に示された現状認識

ほぼすべての国連加盟国に女性の地位向上のための機構(ナショナル・マシーナリー)が設置されているが、権限が不明確だったり、スタッフやデータ、資源の不足、政治指導者からの支援がないことによって活動が妨げられている。地域、国際レベルでも同様の問題が起きている。国際会議が政策や計画の立案にはジェンダーの視点が必要だと何度も強調してきたし、ジェンダー分析の手法なども開発されているが、正しく活用されていない。

ナショナル・マシーナリーの任務は、男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に置くことへの支援である。ナショナル・マシーナリーが効果的に機能するためには、(a)政府内の最高位に位置付け、閣僚が責任を持つ (b)NGO や地域社会の機関を巻き込むための仕組み(c)予算や専門能力など十分な資源 (d)政府の政策立案に影響を与える機会 が必要である。

●戦略目標

- 1) ナショナル・マシーナリーの創設、強化
- 2) 法律、政策、計画、プロジェクトにジェンダー視点を組み込むこと
- 3) 立案、評価のため、男女別のデータ作成と普及

日本初となる「女性の地位向上のための行政組織」は 1947 年 9 月に設置された「婦人少年局」である(労働省設置法施行による)。

婦人少年局の設置には GHQ が大きな役割を果たした。マッカーサーは「5 大改革指令(婦人解放、労組結成奨励、教育自由化、秘密警察廃止、経済機構民主化)」で「日本女性の解放」を掲げ、46年、GHQ は米国労働省の婦人局のような局を作ることについて「婦人諮問委員会(羽仁もと子、佐多稲子、赤松常子ら)」に意見を求め、賛成を得た。どの所管にするのかについて、GHQ の女性情報担当官は内務省に置くことを提案したが GHQ 内部で否定され、最終的に労働省に婦人少年局を設置するよう求める最終報告書をまとめた。これに対し、社会党の加藤シズエは「独立の内閣の省庁の設置」を求めたが GHQ は否定的だったとされる。結局、社会党婦人部は新設労働省内に女性の社会的地位向上のための総合的な連絡調整の機能を持つ婦人局を設置する案を提案する。

47年、吉田茂内閣が提出した労働省設置法案に対し GHQ は「婦人と年少労働者に関する権限を労働基準局から婦人少年局へ委譲すること」「女性の経済的社会的法的地位向上のための研究、出版、勧告の事項」などについて責任を持つ婦人少年局を設置することを提案。その後総選挙を経て片山哲内閣が誕生し、このことについては労働省設置準備委員会で議論された。「婦人問題一般に関する事項を労働省が所掌するのは妥当でない」という意見と、「婦人の地位の向上は結局経済問題ないし労働問題の解決によることが多いから、労働省で婦人問題一般をも所掌すべし」という意見、その中間意見があったが、結局、まず労働省内に婦人少年関係の事項を所掌する婦人少年局を設置し、婦人少年局が中心となって各主

務関係省間の連絡の緊密化を図ることに意見が一致した。同年 7 月の第一回国会に労働省設置法案が提出され、婦人少年局の所管事務は「婦人の地位向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項、但し婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基づいて、その所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない(第 9 条-6)」と規定された。国会審議の中で加藤シズエは「広く婦人全般を含めた婦人行政の一元化が望ましい、そのために将来婦人局として独立した一局を設置する構想があるかどうか」と質問している。こうして、女性の地位向上のための独立した機関とはならなかったが、女性労働問題を中心に女性にまつわる問題を調査し、連絡調整機能を持ち、女性労働者の労働条件に関しては法に基づき一定の権限を持つ行政組織として、労働省に婦人少年局が誕生した。

その後、都道府県ごとに婦人少年局の職員が配置された。ここで山川菊枝は女性職員の登用に尽力する。75年(国際婦人年)、首相を本部長とする「婦人問題企画推進本部」の設置が閣議決定され、内閣総理大臣官房審議室に法律、政令に基づかない婦人問題担当室が置かれ、審議室の参事官が室長として業務を行うようになった。女性問題にかんする連絡調整機能は設置法上労働省が持っていることになっているが、この時以降、「女性問題」「男女共同参画」は内閣府の管轄になっていく。

77年に埼玉県嵐山に国立女性教育会館(ヌエック)がオープンし、80年代に入ると各地に婦人会館、女性センターが建設された。託児付の講座や資料室があり、女性に対する教育、啓発という側面が強かったが、文字通り啓発された女性たちがその後の「男女共同参画」の条例やプラン策定、市民活動に関わっていった。「女性向け」のハコモノとしては、文部省管轄の婦人会館、労働省管轄の働く婦人の家があるが、「男女共同参画」以降は統合されるところも多かった。2000年代以降は規制緩和による「半官半民」による運営が増え、青少年関係や国際交流関係などと統合されるケースもある。

現在、「ジェンダー平等」のための国内機構は「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」「内閣府男女共同参画局」の3つ。

87年に「西暦 2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、「男女共同参加型社会の形成を目指す」ことを総合目標とした。91年に新国内行動計画の改定がされ、「参加」が「参画」となった。94年、本部長に首相、すべての閣僚が構成員である「男女共同参画推進本部」が内閣府に設置された。96年、政令により新たに設けられた「男女共同参画審議会」は、「男女共同参画社会基本法」の制定を求めた。同年12月に国内行動計画「2000年プラン」が作られ、「国内本部機構の組織・機能強化」を明記。翌年4月に「男女共同参画審議会」の根拠法が施行された。またこの法律で初めて「男女共同参画社会」が定義された。「男女共同参画審議会」で「男女共同参画社会基本法」の検討がされ、総理府での立案作業を経て、99年6月に成立した。

北京女性会議の際、日本弁士連合会は政府がとるべき施策として「①女性庁など法律に根拠をもつ国内本部機構の設置、②両性平等オンブズマンの設置、③「両性共同参画型社会推進法」(仮称)のような女性問題一般に関する基本法を制定すべきである」としている。①

③については一応実現したが、②については実現していない。

14 年 10 月に安倍政権は首相官邸に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「女性の活躍」を成長戦略の一環と位置付け、女性登用には一定の配慮がみられるが、ジェンダー平等や差別是正、女性の自己決定については一貫して否定的な態度である。

15年6月末、5年ごとに改定されている男女共同参画社会基本計画(第4次)の「基本的な考え方」の素案が公表された。2000年代初めに各地で繰り広げられたバックラッシュの急先鋒であった安倍晋三が首相の座に居座り、閣僚のほとんどが日本会議メンバーという現政権で、さらなるジェンダー主流化を望むことは難しいが、第4次計画の中身とプロセスを監視することが当面の重要な課題である。(塩)